

入 札 説 明 書

この入札説明書は、長野県農業共済組合（以下「本組合」という。）が一般競争入札により締結する契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（代理人を含む。以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない事項について説明したものです。

1 競争入札に付する事項

本組合ホームページに示すとおりとします。

2 入札参加者に必要な資格

次に掲げるすべての要件を満たす者とします。

- (1) 個人情報の取り扱いに留意し、業務中知りえた機密情報について守秘義務を遵守できる者。
- (2) 反社会的勢力でない者。また、反社会的勢力と関係を有していない者。
- (3) 公告の日から開札までの間に、農林水産省及び長野県において指名停止の処置を受けていない者。
- (4) 会社更生法（平成14年律第154号）に基づく更生手続開始の申し立てがされている者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがされている者でないこと。

なお、資格を有すると認められなかったときは、当該入札書は無効とします。

3 一般競争入札に係る一般的事項

- (1) 入札参加者は、本説明書を熟覧し、承諾の上で入札に参加してください。
- (2) 使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (3) 入札参加者は、入札に関して要した費用は、すべて当該入札参加者が負担してください。
- (4) 入札参加者は、入札に際して知り得た秘密を漏らしてはならないものとします。
- (5) 入札参加申込書、委任状、入札書及び契約書の印鑑は、印鑑証明書（発行から3か月以内のもの）の印鑑を使用してください。

4 入札参加申込み

入札参加者は、入札申込書の本組合ホームページに示した日時までに持参又は郵送により本組合へ提出してください。

5 代理人による入札

入札参加資格者の代表者は、代理人を定め代理人に入札をさせることができます。

入札に関する権限を代理人に委任しようとするときは、委任状を提出しなければなりません。

6 入札及び開札

(1) 入札書

ア 入札書の作成方法

入札参加者は、次のとおり入札書を作成し提出してください。入札書を提出する前であれば、入札申込書を提出した者であっても、特に届け出ることなく入札を辞退することができます。

イ 作成に当たっての注意事項

入札参加者は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に必ず押印をしてください。

(2) 入札書の提出

ア 入札参加者は、本組合ホームページに示した日時に、入札書を持参又は郵送してください。

イ 入札参加者は、その提出した入札書の引き替え、変更又は取り消しをすることができません。

(3) 開 札

開札とは、入札参加者の立ち会いのもとに入札書を開披し、落札者を決定することをいいます。

開札は、入札に引き続いて行います。郵送で入札書を提出した入札参加者等が立ち会っていないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行います。

7 落札者の決定

(1) 有効な入札書を提出した者であって、最低売却価格以上の最高価格をもって申込みをした者を落札者とします。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、別に定める日時において再度入札を行います。